るのは「欠損金額等のうち、これらの生じた事業年度開始の日が当該欠損等法人の適用事業年度」と、「同条第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第二項」と、同条第五項中「欠損等法人若しくは欠損等連結法人」とあるのは「欠損等法人」と、「欠損等法人又は欠損等連結法人の適用事業年度又は適用連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「欠損等法人の適用事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額等」と、「同条第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第二項」と、同法第五十八条第一項中「（第五十七条第一項」とあるのは「（地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十七条第一項」と、「生じた欠損金額に相当する」とあるのは「生じた欠損金額又は個別欠損金額に相当する」と、「又は第五十七条第一項」とあるのは「又は同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十七条第一項」と、同条第二項中「含み、次項の規定によりないものとされたものを除く」とあるのは「含む」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、「前項の規定の適用」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項の規定の適用」と、同条第四項中「第一項の規定は」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一項の規定は」と、「第二項の規定」とあるのは「同条第一項の規定により読み替えられた第二項の規定」と、「第一項の規定を」とあるのは「同条第一項の規定により読み替えられた第一項の規定を」と、同法第五十九条第一項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「個別欠損金額」と、同条第二項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「個別欠損金額」と、「第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十七条第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前二項」と、「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち、当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「個別欠損金額」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前三項」と、法人税法施行令第百十二条第一項中「欠損金額（同条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含み、同条第四項又は第八項の規定によりないものとされたものを除く」とあるのは「欠損金額等（欠損金額（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。）又は個別欠損金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この目において同じ。）（同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項の規定によりないものとされたものを除く。以下この目において同じ」と、「欠損金額に」とあるのは「欠損金額等に」と、同項第一号中「法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等となる内国法人の欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等となる内国法人の欠損金額等」と、「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同項第二号中「同項の規定により当該被合併法人等となる内国法人の欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等となる内国法人の欠損金額又は個別欠損金額」と、同条第三項中「同条第二項に規定する未処理欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等となる内国法人の欠損金額又は個別欠損金額」と、同条第四項中「欠損金額（法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたもの及び同条第四項又は第八項」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同令第二十条の三第一項の規定により当該被合併法人等の欠損金額又は個別欠損金額とみなされたもの及び同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項又は第八項」と、同項第二号中「生じた欠損金額」とあるのは「生じた欠損金額又は個別欠損金額」と、「法第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額（法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。以下この目において同じ。）」と、「法第五十七条第四項又は第八項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項」と、同条第八項中「第五項の規定は」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五項の規定は」と、「第五項中」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五項中」と、「同条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等」とあるのは「当該適格組織再編成等の前に同条第二項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたもの、同条第五項の規定により当該内国法人」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等」と、「当該適格組織再編成等の前に同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人」と、同条第九項中「法第五十七条第五項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第五項」と、「連結欠損金個別帰属額（同項に規定する連結欠損金個別帰属額」とあるのは「個別欠損金額（同項に規定する個別欠損金額」と、「連結欠損金個別帰属額のうち」とあるのは「個別欠損金額のうち」と、同条第十三項中「法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額又は」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額又は」と、「法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額については」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額については」と、「法第五十七条第二項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項」と、同条第十四項中「同条第四項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項」と、「欠損金額」とあるのは「欠損金額等又は」と、同令第百十三条第一項中「同条第三項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項各号に掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「支配関係前未処理欠損金額」とあるのは「支配関係前未処理欠損金額等」と、「欠損金額（同条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、当該支配関係事業年度開始の時までに同条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人の欠損金額とみなされたものを含み、同条第一項」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読